

高松市保育士確保に係る P R 動画作成及び掲載業務委託
提案仕様書

高松市健康福祉局こども未来部
こども保育教育課

本仕様書は、高松市（以下「本市」という。）が行う「高松市保育士確保に係るPR動画作成及び掲載業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

1 業務の目的

4月1日現在の本市の保育所等利用待機児童数は減少傾向にあるものの、年度途中には約90人の待機児童が発生しており、年度を通じた待機児童の解消のためには、引き続き、保育士の確保や負担軽減に最優先で取り組む必要がある。

このような中、本市では、これまで潜在保育士への就職一時金の交付や保育現場のICT化の推進など、保育士確保に取り組んできたところであるが、国による保育士の配置基準の見直しや乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設などのほか、近年の多様化・複雑化する保育ニーズにも対応しながら、質の高い保育を提供していくためには、これまで以上に保育士の確保が求められているところである。

本業務は、本市で働きたい保育士等の確保はもとより、将来の保育現場の担い手を創出することを目的に、本市の保育現場の魅力や保育士就職に関する支援制度などを周知する動画を制作し、インターネットやSNS等で発信するものとする。

2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

3 業務内容

(1) 動画制作

ア 保育現場の魅力や保育士就職に関する本市の支援制度を周知する動画を制作すること。

イ 動画の主なターゲットは、次のとおりとし、それぞれの立場や心情を考慮した内容とすること。

(ア) 保育士等への就職を希望する学生や潜在保育士

(イ) 将来の保育現場の担い手となりうる中学生や高校生

(ウ) 上記(イ)の保護者世代 など

ウ 動画は3本程度を制作すること。なお、複数本のショート動画の制作を必須とし、ショート動画のみでの提案も可とする。

【提案の例】

(例1) 数分程度の動画1本及び複数本のショート動画を制作する。(数分程度の動画を制作し、この動画から複数本のショート動画を編集することも可とする。)

(例2) 内容の異なるショート動画を3本程度制作する。

受託者は、上記(1)イのターゲット層や、掲載する媒体の特性などを踏まえて、制作する動画の内容や本数、動画の長さ(時間)、アスペクト比、画質、ファイル形式などを提案し、本市の承認を得ること。

エ 動画は本市の保育現場におけるオリジナリティや強みを盛り込んだ内容とすること。

オ 動画はユニバーサルデザインに配慮し、必要に応じてテロップの挿入などの工夫を行うこと。

と。

カ 動画について、本市が修正を指示した場合には誠実に対応し、本市の承認を得たものを納品すること。

キ 出演者及び撮影場所等については、本市と協議の上、決定すること。なお、出演者への出演料や交通費などの必要経費については、受託者の負担とする。

ク 動画は本業務の委託期間終了後も、本市のホームページやSNS、デジタルサイネージ等での配信のほか、イベント等での二次利用も可能なものとする。

(2) 動画掲載

ア 本市の保育現場の魅力を広く全国に発信するため、全国規模で保育士の就職や転職を支援するプラットフォーム等が有する（アカウントを有する）情報媒体に動画を掲載すること。（プラットフォーム等は、数十万人規模の登録者を有することが望ましい。）

イ 受託者はSNS等の情報媒体への掲載について、本業務に最適と考えられる媒体（複数の媒体の組み合わせも可）を選定し、選定理由等も併せて提案すること。

ウ 動画の掲載に当たっては、本市と協議の上、掲載する媒体や掲載期間等を決定し、実施すること。

(3) 報告書の作成

動画の掲載媒体や再生回数、視聴者属性、公開URLなど、業務の実施内容をまとめた「業務実施報告書」を作成し、提出すること。

4 成果物の納品

動画の納品に当たっては、以下のような記録媒体にて納品すること。

(1) 動画 令和8年12月下旬

Blu-ray：1枚、DVD：1枚、掲載用データ：MP4形式 各1ファイル

(2) 業務実施報告書 令和9年3月19日（金）まで

紙媒体及び電子データ

(3) 制作過程で作成した資料一式

企画書、絵コンテ、映像素材、写真素材、シナリオ 等

(4) 提出先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市健康福祉局こども未来部こども保育教育課

5 実施体制

本業務を円滑かつ確実に遂行できる体制を整備すること。本業務に類似する業務経験を有する者を適正に配置すること。

6 成果物に関する権利の帰属

(1) 成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、本市に帰属する。

ただし、成果物に含まれる著作物等のうち、受託者及び第三者が従前から保有する権利物に関

する権利は、受託者又は当該第三者に留保されるものとし、受託者は当該権利物につき、本市が契約に従って成果物を使用するために無償かつ無期限で使用許諾を与え、又は第三者をして本市に無償かつ無期限の使用許諾を与えるよう手配する。

- (2) 本業務により得られたデータ等、全てについて、本業務の目的以外に使用、流用等をしてはならない。ただし、受託者は成果物のプロモーション目的であれば、制作事例として紹介するために受託者のホームページ上での使用及びアーカイブ等としての使用をすることができる。
- (3) 受託者は、本市が認めた場合を除き、成果物に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (4) 本業務で制作・納品された成果物を、本市が無償かつ無制限で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、放送等）及び公衆送信等ができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- (5) 成果物に使用する映像・音楽等の著作権上の権利関係に関しては、受託者において全ての処理を完了させた上で納品すること。
- (6) 成果物の出演者の肖像権等については、受託者の責任において、撮影前に権利者等への了承を得ること。
- (7) 成果物については、第三者の知的財産権その他の権利又は利益を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (8) 本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- (9) 文献その他の資料を引用した場合は、その文献名又は資料名等を明記するものとする。
- (10) 生成AIの使用による動画制作は認めない。

7 その他、留意事項

- (1) 本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、本市が保有する個人情報として本市の個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 本市が受託者を決定した後、契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく本市と協議を行うものとする。
- (8) 本仕様書に定めるもののほか、受託者の企画提案内容についても、適切に履行すること。

- (9) 成果物に係る第三者の著作権及び肖像権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (10) 知り得た個人情報等は、契約時に提示する個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- (11) 本業務の委託料は旅費、資料の収集、出演者、協力者等に関する交渉及び謝礼等の一切の費用を含む。
- (12) 本業務の実施に当たり、この仕様書に記載のない事項については双方協議のうえ決定する。